# 障がい児通所支援事業所 ひかり 利用契約書・重要事項説明書

特定非営利活動法人 青陽

# 利用契約書

\_\_\_\_\_(以下「利用者」という。)と特定非営利活動法人青陽(以下「事業者」という。)は、児童福祉法に基づいて提供する障がい児通所支援事業所ひかり(以下「事業所」という。)の利用について、次のとおり契約します。

## 第1条 (契約の目的)

本契約は、児童福祉法並びに障害者総合支援法等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適正に応じて自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、事業所が作成する個別支援計画書(以下「計画書」という。)に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

## 第2条 (契約期間及び保険の加入について)

- 1 本契約の期間は、受給者証の支給決定期間までとし、利用者等と事業者双方から申し出 がない場合、かつ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、 契約は更新されるものとします。
- 2 規約に際して、利用者本人は必ず保険加入をして下さい。保険に加入いただけない場合は契約できません。保険の内容は、別紙資料及びそれと同等の内容とします。

## 第3条 (個別支援計画)

- 1 事業所は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、計画書を作成します。
- 2 事業所は、計画書の内容について利用者又はその家族に対して文書を作成し、同意を得ることとします。
- 3 事業所は、計画書作成後、実施状況の把握を行い、少ないとも6ヶ月に1回以上計画書の見直しを行い、必要に応じて計画書の変更を行います。変更については利用者又はその保護者に説明をし、文書により同意を得ることとします。

## 第4条 (事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容)

- 1 事業所は、別紙「重要事項説明書」に記載している主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載しているサービス内容を提供します。
- 2 障がい児通所支援事業は、児童発達支援管理責任者・指導員等のサービス従業者(以下 「従業者」という)が提供するものとします。
- 3 事業所は、利用者の障害の程度又は利用者等の希望によって作成した計画書に基づき、 各種活動や療育活動、日常生活上の支援を行い、日常生活の充実を目指します。

#### 第5条 (利用料金)

- 1 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定通所支援並びに指定障害福祉サービス等の給付費に対して、利用者負担額(厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月の負担の上限額となります。)を事業者に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 利用者は、別紙「重要事項証明書」に記載する給付費対象外サービス(実費)に対して、 所定の料金を事業者に支払います。

## 第6条 (利用料の支払い方法)

- 1 利用者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額(以下「利用料金」という。)を 月ごとに事業者に支払います。
- 2 事業者は、利用料金に関わる請求書を、翌月10日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、請求があった利用料金について、25日までに振込んでください。その際、振込明細書は領収書の代わりになりますから大切に保管して下さい。
- 4 支払いが滞った場合については、一時的にサービス提供を停止するごとがあります。

#### 第7条 (説明義務)

事業者及び事業所は、規約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

## 第8条 (安全配慮義務並びに事故発生時の対応)

- 1 事業者及び事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道 府県、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとし ます。

#### 第9条 (緊急時の援助)

- 1 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の指定する医療機関又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 2 前項のほか、事業所は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

#### 第10条(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 1 事業者及び事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

#### 第11条 (秘密の保持)

- 1 事業者及び事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者やその家族等の 秘密を保持する義務を負います。
- 2 事業者は、従業者が退職後、正当な理由なく在職中知り得た利用者等に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する 心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 事業者及び事業所は、利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合は、利用者等の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。

## 第12条 (苦情解決)

- 1 利用者及びその保護者は、事業所が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口並びに都道府県社会福祉協議会に苦情を申し立てることができます。
- 2 事業所は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者又は家族に文書で報告します。
- 3 事業者及び事業所は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用 者に対し、不利益となるような対応はしません。

## 第13条 (虐待防止)

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

## 第14条 (事前休業)

事業所は、気象庁から注意報が発令された場合(大雨注意報、氾濫注意報等)または震度 5 弱以上の地震が発生した場合は休業します。また新型コロナ感染症感染者が出た場合も 保健所の許可が出るまで休業いたします。

その際は連絡メール等で連絡します。

#### 第15条 (契約の終了)

- 1 利用者は、30日以上の予告期間をおいて文章で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者はただちにこの契約を解除することができます。
- (1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者が第11条に定める(秘密の保持)に違反した場合
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 4 前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。
- (1)利用者が事業者に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3)利用者及びその保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
- (5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
- (6) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合。
- (7) 利用者が複数回通知を行わず、サービスの利用を行わなかった場合は契約を解除する場合があります。

#### 第16条 (事故と損害賠償)

- 1 事業者及び事業所は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市 町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、 速やかに損害賠償するものとします。
- 3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- (1) 利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動 障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにも っぱら起因して損害が発生した場合。

(2)利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

## 第17条 (利用者の損害賠償)

利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・従業者・その他第3者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力を鑑み、その賠償責任を負うものとします。

## 第18条 (協議事項)

この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法の 関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

#### 第19条 (その他)

この契約に定めない事項については、児童福祉法、その他関係法令に従い利用者等が信義に従い誠実に協議し決定します。

上記の規約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通 を保有するものとします。

令和 年 月 日

(保護者)	住所		
	氏名	即	
	児童氏名	я	

#### (事業者及び事業所)

事業所住所 〒970-0101 福島県いわき市平下神谷字立田帯 5 事業所名 障がい児通所支援事業所 ひかり

事業者

代表者名 特定非営利活動法人 青陽 代表理事 芳賀 敦子 印

# 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して下記事業を提供する上で、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明いたします。

## 1. 事業者

名 称	特定非営利活動法人 青陽
所 在 地	福島県いわき市平下神谷字立田帯 5
電話番号	0 2 4 6 - 3 4 - 4 5 5 5
代表者氏名	代表理事 芳賀 敦子
設立年月	平成30年2月19日

#### 2. 事業所の概要

事業所の種類		指定障害児通所支援事業所					
		児童乳	達	支援	放記	果後等デイサービス	
事業	き所 の	名 称	障がい	児i	通所え	を援い	事業所 ひかり
事 業	所の原	近在 地	₹970	-010	1 福	島県	いわき市平下神谷字立田帯 5
<b>,</b> #	4/7	14-	電話番	号			0 2 4 6 - 8 8 - 6 0 4 4
連	絡	先	FAX				$0\ 2\ 4\ 6\ -\ 3\ 4\ -\ 4\ 7\ 6\ 9$
管	理	者	芳	賀	敦	子	
児童発達	児童発達支援管理責任者		芳	賀	敦	子	
開言	9 年	月日	令和	144	¥4,	11	1
			利用者	が	3常生	上活自	能力向上における基本的動作及び知識技能
当事	事業所の	目的	を習得	まし、	並で	びにま	集団生活及び社会生活に適応することがで
及び		きるよ	;う、	利月	月者(	の身体及び精神の状況並びにその置かれて	
運営方針		いる環	環境に	こ応し	ごて、	適切かつ効果的な指導訓練を行うことを	
			目的と	する	5.		
第三者評価委員会		実施し	てし	いない	7°		

## 3. 職員数・勤務状況

当事務所では、各事業を提供する職員として、全体で以下の職種の職員を配置しています。 なお、職員の配置については、児童福祉法と障害者総合支援法の指定基準を遵守しています。 <職員数>

管理者	N2 - 111	常勤 1名 児童発達支援管理責任者 兼務)
	1 27	管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申し込
	1名	みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を
	(兼務)	一元的に行うとともに、法令等において規定されてい
		る児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵

		守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 管理責任者	1名	常勤 1名 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成し、少なくとも6ヵ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する利用者に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、利用者及び利用者の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
児童指導員	2名	児童指導員 2名(うち、1名は常勤) 個別支援計画書に基づき利用者及び利用者家族に対し 適切に指導等を行います。

## 4. 事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下の通りです。

居室・設備	室数	備考
指導訓練室	1室	活動(制作活動・集団活動等)をする。
		個別指導・学習指導等を行う。
		冷暖房 各種教材 運動器具 楽器
相談室	1室	療育相談・保護者との面談等をする。
静養室	1室	体調不良時、クールダウン等スペース
		冷暖房 ベッド布団一式
事務室	1室	事業の受付、お休み・苦情受付、請求事務、
		他事業との共有スペース
		冷暖房 事務機器一式
トイレ	1室	他事業との共有スペース
		洋式トイレ3室 和式トイレ2室 手洗い台1

# 5. 営業時間とサービス提供時間、通常の事業の実施地域

営業日	月曜日~金曜日 第1・第3土曜日
	(8/12~8/16, 12/31~1/3休、日・祝日休)
営業時間	①月~金曜日 13:00~19:00
4	②第1,3土曜日 8:00~15:00
	③学校休業日の月~金曜日 8:00~19:00
サービス提供時間	$\bigcirc 14:30 \sim 18:30$ $\bigcirc 9:00 \sim 14:00$
	③ 9:00~18:30
利用定員	10人

実施地域	いわき市 平・内郷・草野・四倉・久之浜 地区	
主たる対象者	知的障害児 発達障害児 聴覚障害児	

#### 6. サービス内容

「個別支援計画書」の基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練、制作活動を行います。また、音楽療法・運動療法等の提供を行います。

#### (1) 様々な活動

- ・日常生活訓練:日常生活動作、軽スポーツ、音楽活動等
- ・集団生活適応訓練:会話、ゲーム遊び等
- ·機能訓練:言語療法、音楽療法等
- ・創作的活動:絵画、工作、園芸、おやつレク等
- ・社会的生活上の便宜の供与:レクリエーション行事等

## (2) 生活支援

- ・片づけ
- 清掃支援
- (3) 送迎サービス 別紙送迎規約参照

## 7. サービス利用料金

## (1) サービス利用料金

障害児通所給付費によるサービス提供した場合はサービス利用料金(厚生労働省の定める額)から、定率負担額(1割相当)または利用者上限負担月額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、定額負担額(1割相当)または利用者上限負担月額を事業者にお支払いいただきます。

<厚生労働省が定める額>1単位=10円

ス	
ス給付費	0
れ	6 0 4 単位/日
け入れ (長期休暇、振替休日等)	7 2 1 単位/日
発達支援給付費	7 5 4 単位/日
	5 4 単位/回
加算	123単位/日
加算Ⅰ	100単位/回
$\Pi$	8 0 単位/回
	9 4 単位/回
	200単位/回
	発達支援給付費 加算 加算 I

#### \* 送迎加算

各学校から事業所まで、また各家庭から事業所へ、事務所から各家族へ送迎を行った際に、片道あたり所定の単位を加算させていただきます。

#### \*児童指導員等配置加算

小学生以上の教員免許保持者や経験豊富な指導員等の児童指導員等を配置している場合に1日につき所定の単位を加算させていただきます。

#### \*事業所内相談支援加算

障害児とその家族等に個別・グループに相談援助を行った際に所定の単位を加算させ ていただきます。

#### \*欠席時対応加算(児童発達支援)

放課後等デイサービスの利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、1月につき4回を限度として所定の単位を加算させていただきます。

## \*欠席時対応加算(放課後等デイサービス)

放課後等デイサービスの利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、1月につき4回を限度として所定の単位を加算させていただきます。また、利用時間が結果的に30分以下になった場合に支援内容等の記録を行った場合に所定の単位を加算させていただきます。

#### \*関係機関連携加算

関係機関と連携して個別支援計画や連絡調整等を行った際に所定の単位を加算させていただきます。

#### \*保育·教育等移行支援加算

障害児が地域において保育・教育等受けられるよう支援を行うことにより、通所支援 事業所を退所して学校等に通うことになった際に所定の単位を加算させていただきま す。

(2) 上記(1) の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受け取るものとします。

#### (3) 実費

次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

定率負担額以外の、おやつ代、創作活動材料費、その他の日常生活において通常 必要となるものに係る経費であって保護者に負担させることが適当とみられるも のなどの費用は給付費支給の対象ではありませんのでそれに要した実費の料金を 徴収させていただきます。

## (4)サービス利用料金の支払い方法

サービス利用料金は、1ヵ月ごとに計算し、毎月10日までに請求書をお渡ししますので、各月25日までに下記口座にお振込みください。

〔振込先〕 大東銀行 神谷支店 普通 3008981 障がい児通所支援事業所 ひかり 代表 芳賀 敦子

## 8. 利用のキャンセル・変更について

利用予定日の前に利用をキャンセル又は変更することができます。この場合には、 利用予定日の前日15時までに事業者に申し出てください。

\*変更・追加につきましては、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。

#### 9. サービスの利用に関する留意事項

#### ①受給者証の確認

「住所」及び「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更や更新があった場合は できるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。変更、更新があった場合 は「受給者証」を確認しますので提出をお願いします。

#### ②宗教活動等

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び 言動を行わないものとします。

#### 10. サービス実施の記録について

#### ①サービス実績記録票の確認

本事業所では、サービス提供ごとにサービス実績記録票にサービス内容、実施日時、時間を記録しお渡ししています。サービス実績記録票を確認いただき内容に間違いがないか確認の上、押印をお願いいたします。

#### ②ご利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいてご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用はご利用者の負担となります。)

#### 11. 損害賠償保険への加入

本事業所は、「施設損害保険」に加入しています。損害が起きた場合には、「施設損害保険」の範囲で補償します。

#### 12. 協力医療機関

本事業所では、下記の病院に非常時対応等の協力の確認を頂いています。

医療機関の	名称	なかにし内科クリニック
医 院 長	名	中西 文雄
所 在	地	福島県いわき市平北白土字宮前 58-1
電話番	号	0246-21-8181
診療	科	内科・呼吸器科・消化器科・リウマチ科・放射線科

13. 感染症及び食中毒の発生・まん延防止について

事業者は、事業所内において感染症又は食中毒が発生しまん延しないよう下記の対策を講じます。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための対策を定期的 に検討し、従業者へ共有、徹底を図ります。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的に実施します。

### 14. 苦情の受付について

本事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談(お客様相談係)サービス に対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関するご相談、 利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係〈苦情受付窓口〉

愛川さおり (解決担当)

○苦情解決責任者 管理者兼児童発達管理責任者 芳賀 敦子

○苦情受付時間

月曜日~金曜日

 $11:00\sim14:00$ 

電話番号

0246 - 88 - 6044

#### 15. 虐待防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権擁護・虐待防止の為に、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 虐待防止のための措置) を適切に解決するための担当者及び責任者をおきます。

○虐待防止受付窓口(担当者)

愛川 さおり

○虐待防止責任者 管理者兼児童発達管理責任者 芳賀 敦子

○受付時間

月曜日~金曜日

 $11:00\sim14:00$ 

電話番号

0246 - 88 - 6044

#### 16. 緊急時の対応

サービス中に利用者の容態に急変があった場合は、受信機関の主治医または嘱託医に 連絡します。または、救急病院に搬送するなどの必要な措置を講ずるほか、管理者・ご 家族等へ連絡を行います。

#### 17. 非常災害時の対応

別途に定める防災計画により対応します。消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施します。その他、防災設備の設置、点検を行います。

#### 18. 個人情報保護

- (1)従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職 後においても他に漏らしません。
- (2) 利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等 の情報を提供できるものとします。
- (3)利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、予め文書にて利用者の同意を得ることとします。ただし、放課後等デイサービス計画を作成した際に利用者に同意を得ている場合には、この限りではありません。
- (4) 利用者の円滑なサービス利用のため支援を行う際に、利用者に関する情報を提供する場合には、予め文書にて利用者の同意を得ることとします。

令和	年	月	H
1 J A'H		/ 1	11

障がい児通所支援事業所ひかりの利用に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

		(所在地)	福島県いわき市平	下神谷与	文田带 5
		(施設名)	障がい児通所支援	事業所	ひかり
(利用者及びその家族)	は、	(1)2 / 4 11 /	<u>氏名</u> ブいて事業者から、	障がいり	 児通所支援

私(利用者及びその家族)は、本書面に基づいて事業者から、障がい児通所支援事業所 ひかりの利用について重要事項の説明を受け同意しました。

	利用者	(氏名)				
保護者	(住所)		3		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	(氏名)			印		
			利用者との関係		(	)

# 個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)は、下記の内容で事業者が必要最小限の範囲内で使用、提供することに同意します。

記

#### 1. 使用する目的

事業者が、障害児通所支援事業所サービスの提供にあたり、円滑にサービスを実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

## 2. 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

## 3. 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者がサービスを行うために最低限必要 な利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見(認定 結果通知書)
- ・その他の情報

「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関わる情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

特定非営利活動法人 青陽 障がい児通所支援事業所ひかり 宛

保護者 (住	所)	
氏	名)	印
(利用	者名)	